

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて
（第一次答申・(案)）

令和 6 年（2024 年）10 月
滋賀県環境審議会

1 諮問および審議の背景・経緯

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模な開発行為を行う際に、事業者自らが事業実施に伴う環境への影響を事前に調査、予測、評価し、その内容を公表し、住民や関係自治体などの意見を聞きながら環境保全措置を検討し、事業計画に反映していくことで環境保全や事業実施に係る合意形成を進める手続きである。

本県では、昭和56年（1981年）に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、環境アセスメント制度の運用を進めてきた。また、平成10年（1998年）には、制度の根拠の明確化を図る観点から「滋賀県環境影響評価条例」（平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。）を制定した。それ以降、これまでに、82件の事業に同制度を適用し、環境保全や事業実施に係る合意形成の促進に成果を挙げてきたところである。

一方、この要綱や条例の対象事業および対象規模要件の多くは昭和50年代に検討されたものである。当時の本県では、琵琶湖総合開発事業など大規模事業が相次いで計画され、琵琶湖の富栄養化による影響が顕著に現れていた時期であり、水質保全や水源涵養機能の維持を図る必要があるといった本県の地域性や無秩序な開発の抑制等の観点から、必然的に全国的にも厳しい対象規模要件が設定されたところである。

このため、県内市町からは、要綱制定以降の環境改善の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、制度の見直しを望む声も挙げられているところである。

特に、産業誘致に関しては、今後の人口減少、人手不足、地域社会の維持など、様々な社会課題に対応すべく国全体で「産業立地円滑化のための土地利用転換の迅速化」を進める動きが加速化しており、本県の環境アセスメント制度についても、近年の環境基準の達成状況や各種環境法令の整備状況等を踏まえ、環境保全と産業振興のバランスの観点からの見直し検討が必要となっている。

このような認識の下、令和6年（2024年）9月26日付けで滋賀県知事から諮問がなされた事項のうち、ここではまず、本県の環境アセスメント制度の見直しに向けた基本的な考え方と今後の検討の方向性について検討し、その結果を第一次答申としてとりまとめたものである。

今後、引き続き、本県の環境アセスメント制度について、その手続きの迅速化や面積規模要件の見直しの必要性について検討を行い、順次答申としてとりまとめる予定である。

2 滋賀県環境影響評価制度の見直しについて

（1）基本的な考え方

環境アセスメント制度の対象となる大規模事業は、長期間の造成工事が必要になるとともに、施設の完成後に人の流れや物流等が大きく変わる等、周辺環境に大きな影響を与えることとなる。

73 環境アセスメント制度は、その手続きの中で、工事中および施設完成後の周辺
74 環境への影響を幅広く予測、評価し、住民等の意見も聞きながら環境影響を回避・
75 低減するための環境保全措置を検討し、工事計画や事業計画に反映させることで、
76 環境配慮や事業実施に係る合意形成を進めるためのプロセスであり、環境自治や
77 持続可能な開発の先駆けともいえる制度である。

78 近年、本県では、水質や大気環境の保全といった、従来の公害防止等にとどま
79 らず、気候変動や生物多様性の保全といった世界レベルでの環境問題にも対応し
80 ていくことが求められており、持続可能な開発を続けていくことは益々重要なも
81 のとなっている。

82 このため、環境アセスメント制度の見直し(手続きの迅速化や面積要件の緩和)
83 については、同制度が目的とする「環境保全」や「合意形成」のプロセスが他の
84 手続きで担保されていることを確認した上で、その目的が失われない範囲で検討
85 される必要がある。

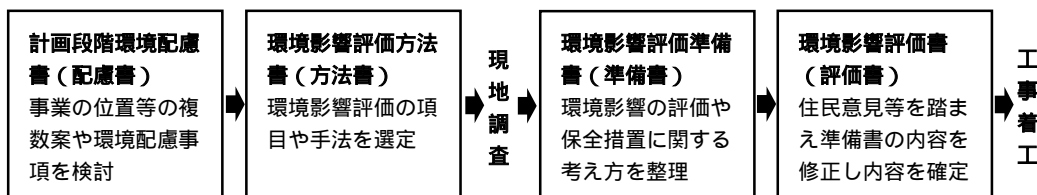
86 一方で、今後の人口減少や放置森林および耕作放棄地の増加等を考慮すると、
87 本制度の見直しを通じて、市町とも連携しながら「環境が保全されるべきエリア」
88 と「産業の振興が図られるべきエリア」が明確化されるなど、産業立地の適切な
89 誘導に繋がる制度設計が望ましいと考えられる。

91 (2) 今後の検討の方向性

92 手続きの迅速化について

93 平成 25 年 3 月の計画段階環境配慮書手続きの導入後、本県で実施された環
94 境アセスメント手続きでは、森林地域で計画された事業で約 4 年、造成地で計
95 画された事業で 2 ~ 3 年の期間を要している。一部の市町からは「早期に産業
96 用地を求める企業のスピード感に対応できていない」との意見も出されており、
97 市町とも連携しながら「環境保全」や「合意形成」のプロセスが失われないよ
98 う十分配慮しつつ手続きの迅速化や合理化の手法を検討していく必要がある。
99 特に、他法令等と重複して手続きが求められる場合や、その趣旨や目的が同一
100 と認められる手続きが他にある場合については、積極的に合理化が図られる必
101 要がある。

103 < 条例の手続きの流れ >



107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129

面積要件の見直しについて

面積要件の見直しに関しては、修復不能な環境影響が生じることや地元との調整がなされないまま事業が進められることがないよう、現行の対象規模要件を出来る限り維持するなど慎重に検討を行う必要がある。

特に、森林地域のような造成に伴う環境影響が大きいと考えられる場所で計画される事業については、環境影響に関する必要十分な調査、予測、評価がなされ、環境への影響が回避または十分に低減された上で事業がなされるべきと考えられ、このような場所で計画される事業の対象規模要件については原則維持することが必要と考えられる。

一方で、例えば、既に造成されている土地など造成に伴う新たな環境影響が生じる可能性が少ない土地等であって、事業実施に係る合意形成のプロセスが市町等の有する他の制度等で十分に担保されている場合には、面積要件を見直す（緩和する）余地があるものと考えられる。

また、「工場」の面積要件については、現行、10ヘクタール以上とされており、造成に伴う環境影響は大きく変わらないにも関わらず、「工業団地」や「住宅団地」の造成といった他の面的造成事業の面積要件（20ヘクタール以上）よりも厳しいものとなっており、全国的にも珍しいアンバランスな要件設定となっている。工場の完成後は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法といった各環境法令による規制を受けることから、以下のとおり見直しても差し支えない。

<工場の面積要件の見直し>

【現行】

排水量	日 2,000 m ³ 以上 (増設の場合 日 2,000 m ³ 以上の増)
排ガス量	燃料使用量 (重油換算) 時間 3 kL 以上 (増設の場合 時間 3 kL 以上の増)
敷地面積 (次の土地の部分を除く)	<u>10ha 以上</u> (増設の場合 <u>10 ha 以上の増</u>) () ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次の何れにも該当するもの 当該工場等の廃止の日から起算して 10 年を経過していないこと 当該工場等の廃止の日以降、工場等の敷地の用途以外に使用されていないこと

130
131
132

133

【見直し後】

排水量	日 2,000 m ³ 以上 (増設の場合 日 2,000 m ³ 以上の増)
排ガス量	燃料使用量 (重油換算) 時間 3 kL 以上 (増設の場合 時間 3 kL 以上の増)
敷地面積 (次の土地の部分を除く)	20ha 以上 (森林は 15ha 以上、自然公園は 10ha 以上) (増設の場合 20 ha 以上の増 (森林は 15ha 以上の増、 自然公園は 10ha 以上の増)) () ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次の何れにも該当するもの 当該工場等の廃止の日から起算して 10 年を経過していないこと 当該工場等の廃止の日以降、工場等の敷地の用途以外に使用されていないこと

134

135

136

以上